

農政の動き 2017年4月14日～4月20日

◎地震から1年 安倍首相が熊本を訪問

最大震度7を2度観測した熊本地震から1年を迎え、安倍晋三首相は甚大な被害を受けた熊本県益城町の仮設団地などを訪問した。安倍首相は、今後も被災者の気持ちに寄り添いながら、しっかりとサポートしていく考えを強調した。(14日)

◎都市農地保全へ生産緑地法改正案が衆院で可決

都市農地の保全・活用を推進する生産緑地法等の一部改正案が、衆院本会議で可決され、参院に送付された。一律5㎡の生産緑地地区の面積要件を、市区町村の条例で3㎡まで引き下げを可能にするほか、条件を満たせば、同区内に直売所や農家レストランなどの設置を認める内容。税制優遇期間を延長する制度の創設も盛り込まれている。(14日)

◎日本の総人口 6年連続で減少

総務省は、2016年10月1日現在の日本の総人口は、前年同期比16万2千人(0.13%)減の1億2693万3千人となったと発表した。減少は6年連続。うち日本人は29万9千人(0.24%)減の1億2502万人で、減少幅は6年連続で拡大した。15歳未満が16万5千人減の1578万人で、全体に占める割合が過去最低(12.4%)となる一方、65歳以上は72万3千人増の3459万1千人で、全体の27.3%を占め、過去最高となった。(14日)

◎鳥インフル 国内の防疫措置が全て完了

宮城県と千葉県は、それぞれ高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された県内養鶏場(宮城県栗原市=採卵鶏約22万羽、千葉県旭市=同約6.2万羽)の半径3km以内に設定した移動制限区域を解除した。今季の国内の家きん類での発生事例(10道県12例)に対する防疫措置は全て完了した。(18日)

◎土地改良法等の一部改正案が審議入り

土地改良法等の一部改正案が、衆院農林水産委員会で審議入りした。農地中間管理機構が借りている農地について、所有者の同意・費用負担なしで、都道府県が基盤整備できる制度の創設が柱。担い手への農地集積・集約化を後押しするのがねらい。なお、政府・与党は当初、農村地域工業等導入促進法(農工法)の一部改正案と一括で審議する方針だったが、農工法の見直しの柱である“サービス業などへの業種拡大”は、農地転用の促進につながりかねないとして、野党側が問題視し、単独審議となった。(18日)

◎輸出証明書の受領場所を拡大

農林水産省は、東京電力福島第一原発事故に伴い、日本産農産物・食品を輸出する際に、相手国から求められる放射性物質規制にかかる輸出証明書の受領場所を拡大したと発表した。現在の地方農政事務所など62機関に加え、今後は植物防疫所と動物検疫所の計89カ所でも受け取りが可能となる。(20日)